

証券コード 1871

平成24年 6月12日

株 主 各 位

東京都中央区晴海二丁目 5 番24号

株式会社 **ピーエス三菱**

代表取締役社長 **勝 木 恒 男**

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年 6月26日（火曜日）午後 5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成24年 6月27日（水曜日）午前10時（受付開始 午前 9時） |
| 2. 場 | 所 | 東京都中央区晴海二丁目 5 番24号
晴海センタービル 2階 当社大会議室 |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第64期（平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第64期（平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件（1） |
| 第3号議案 | | 定款一部変更の件（2） |
| 第4号議案 | | 取締役 1名選任の件 |
| 第5号議案 | | 監査役 2名選任の件 |
| 第6号議案 | | 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.psmic.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
 3. 当日当社職員は、電力事情による節電対応のため、軽装（クールビズ）にて対応させていただく場合がございますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における国内経済は、東日本大震災により深刻な打撃を受け、特に原発事故は日本全体へ大変な影響を及ぼし、マイナス成長が続く厳しい状況からのスタートとなりました。震災からの復旧・復興に向け官民の総力を集結しサプライチェーンの立て直しが図られましたが、夏以降は電力の逼迫が起こり、急速な円高の進行、さらには欧州債務危機の顕在化による世界経済の減速が景気持ち直しの妨げとなりました。こうした状況の中で、政府は復興対策として累次の補正予算を編成したことから、景気は改善の方向に向かっているものと思われませんが、未だ見通しの立たない電力問題、原油価格の上昇による原材料の高騰やデフレの進行、ならびに産業空洞化による民間投資の減退等、日本経済には未だ様々なリスクが存在しています。

建設業界におきましては、東日本大震災の復旧・復興関連事業等、公共部門は堅調に推移すると見込まれますが、全体的な復興スピードは遅く、国内建設需要の大きな改善は期待できず、労務費等の上昇も懸念材料となっております。以上のように建設業界を取り巻く環境は厳しいものがありますが、今回の東日本大震災においてPC（プレストレスト・コンクリート）構造物が耐震性を発揮し、PC橋やPC技術についての評価が改めて高まっております。当社は、PC技術を基軸とした総合建設業として、被災地の復旧・復興、そして全国各地での防災化の動きに対し、PC技術の積極的なPR活動を行いながら、「震災インフラ対策プロジェクトチーム」を起点に、被災地や大地震の被害が予測される地域を中心に営業活動を展開してまいりました。津波対策においては、当社が提案しているPC構造を活用した人工地盤、避難タワーおよび避難デッキについて、耐震性、耐久性、ライフサイクルコスト等において優位性があるとの評価を得ております。また、耐震技術では、被災地で効果を実証した既設RC橋脚の耐震補強技術「PCコンファインド工法」の評価が高まりました。そのほか環境技術である「エコチューブ（袋詰脱水処理工法）」は、津波被災地で水路を閉塞させた土砂の除去に採用され、今後も様々な分野での活用が期待されております。更に建築分野では、PCaPC（プレキャスト・プレストレスト・コンクリート）化を推進し、官公庁および民間企業の発注者に対し、耐震や免震機能を付加した技術提案のもと、PC建築およびリニューアル工事の施工を行ってまいりました。

維持補修分野につきましては、耐用年数を経た橋梁が増加する中で、「橋守プロジェクト」として当社が施工した橋梁を中心に約6,600橋の点検調査を実施し、そのデータを蓄積することで、今後の保守整備への体制を確立しております。また、電気防食工法「PI-Slit（ピーアイスリット）工法」に改良を加えたことにより、塩害補修における実績を積み重ねてまいりました。

基盤事業である橋梁に代表される公共工事を中心とした「土木事業」と民間工事を中心とした「建築事業」の2本柱を強化しながら、PC技術の適用範囲を広げて新しい分野を開拓することで、企業競争力を高め、外的環境の激しい変化に対応しながら、事業規模が縮小しても利益の出せる「我が国トップのPCゼネコン」を目指してまいりました。

平成23年度は、「黒字の継続とステップアップ」および「企業体質の強化」の目標に向かって社員一丸となって取り組んでまいりました。受注については、土木事業は震災復興事業の遅れも重なり減少しましたが、建築事業は、初期の震災特需もあり受注が好調だったことから、846億63百万円（前期832億30百万円 前期比1.7%増加）となりました。連結売上高につきましては、建築工事の消化高が増えたことにより934億95百万円（前期866億36百万円 前期比7.9%増加）となりました。損益の状況につきましては、グループ各社とともに省力化、合理化による原価低減、販管費の削減等に取り組んできた結果、連結営業利益4億88百万円（前期14億27百万円 前期比65.8%減）、連結経常利益2億30百万円（前期9億47百万円 前期比75.7%減）、連結当期純利益7億28百万円（前期5億35百万円 前期比36.1%増）となりました。配当につきましては、普通株式1株につき2円50銭の期末配当の実施を株主総会にお諮りさせていただきます。

なお、当社は、国土交通省関東地方整備局（認定時期：平成13年4月～平成16年3月）、同省近畿地方整備局（認定時期：平成12年4月～平成15年12月）および福島県（認定時期：平成13年4月～平成15年12月）がプレストレスト・コンクリート工事として発注する橋梁の新設工事の入札に関して、前事業年度中に公正取引委員会より独占禁止法の規定に基づく排除措置命令を受けました。これに伴い同委員会より、平成23年6月15日付で課徴金納付命令書を受領し、同年8月9日に課徴金5億78百万円を納付いたしました。当社が本件処分を受けることに伴い、株主様をはじめ関係者の皆様方に多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことについて深くお詫び申し上げます。当社グループは法令遵守、特に独占禁止法違反行為を排除するために、社員へのコンプライアンス教育等実施しておりますが、今後同様の事態を繰り返さないよう、当社グループのコンプライアンス体制の一層の強化に引き続き取り組んでまいります所存でございます。

企業集団の受注実績は次のとおりであります。

区 分	前連結会計年度(百万円)	当連結会計年度(百万円)	増減(△)率
土木建設事業	40,303	41,517	3.0%
建築建設事業	39,429	41,486	5.2%
製造事業	970	978	0.9%
その他兼業事業	2,526	680	△73.0%
合 計	83,230	84,663	1.7%

（注）建設事業には当社単独の製品（工事用部材）受注額を含んでおります。

企業集団の売上実績は次のとおりであります。

区 分	前連結会計年度(百万円)	当連結会計年度(百万円)	増減(△)率
土木建設事業	50,103	43,077	△14.0%
建築建設事業	33,721	48,764	44.6%
製造事業	970	978	0.9%
その他兼業事業	1,841	674	△63.4%
合 計	86,636	93,495	7.9%

（注）当社および連結子会社では、生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は記載しておりません。

当社の受注高・売上高・繰越高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分		前 期 繰 越 高	当 期 受 注 高	当 期 売 上 高	次 期 繰 越 高
建設事業	土木工事	36,687	32,761	34,615	34,832
	建築工事	37,621	40,827	48,606	29,842
	工事計	74,308	73,589	83,222	64,675
	製品	341	2,204	1,167	1,379
	計	74,650	75,793	84,389	66,054
その他事業	不動産事業	1,400	43	37	1,406
合 計		76,050	75,837	84,427	67,460

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は5億25百万円であり、その主なものは子会社である菱建商事株式会社の不動産設備の新設2億5百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は特に記載する事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当連結会計年度は特に記載する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当連結会計年度は特に記載する事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度は特に記載する事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度は特に記載する事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第61期 (平成20年度)	第62期 (平成21年度)	第63期 (平成22年度)	第64期 (当連結会計年度) (平成23年度)
受 注 高 (百万円)	128,626	81,483	83,230	84,663
売 上 高 (百万円)	130,037	118,684	86,636	93,495
経 常 利 益 (百万円)	977	3,140	947	230
当 期 純 利 益 (百万円)	860	1,487	535	728
1株当たり当期純利益 (円)	26.54	45.91	16.53	22.50
総 資 産 (百万円)	104,948	75,323	66,876	67,338
純 資 産 (百万円)	15,485	17,005	17,674	18,139

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

重要な親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ニューテック康和	90百万円	100.0%	構造物の維持・補修
株式会社ピーエスケー	90百万円	100.0%	土木建築用機材の賃貸
ピー・エス・コンクリート株式会社	90百万円	100.0%	コンクリート製品の製造、販売

(4) 対処すべき課題

今後の建設業を取り巻く環境は、平成24年度一般会計予算および東日本大震災復興特別予算について、公共事業関係費が前年度当初予算比6.6%増であるものの、受注競争は激化しており、震災影響における人手不足が労務費の高騰を招く等、依然として厳しい状況にあります。当社グループは、これまで取り組んできた「受注管理」・「原価管理」・「資金・与信管理」・「購買管理」を徹底する一方、P C技術の適用範囲を広げていくことで、受注の増加を目指してまいります。平成24年度につきましても、これまで取り組んできた強化策を承継し、更に次の施策に取り組んでまいります。

① 事業の選択と集中

当社の得意とするP C事業を更に強化し、他社との差別化を推進して受注拡大に向け積極的に取り組んでまいります。

② 営業戦略の更なる強化

建築部門においては重点注力3分野としてP C建築・リニューアル・官庁工事の強化を図るとともに、土木部門では技術提案力の強化・コストダウンの徹底・プレキャスト製品の高性能、高品質化を推進して、工事の受注拡大に取り組んでまいります。また、インドネシア、ベトナムにある海外工場（プレキャスト製品の製造）を拠点として、海外土木の受注を推し進めてまいります。

③ 原価管理の徹底

工事進行基準の浸透に伴う「原価管理」の更なる徹底を図り、売上利益の確保を目指してまいります。

④ 事業体制の検討

当社の取り組んでいるP C土木事業、一般土木事業および建築事業に加え、土木部門では開発メンテナンス事業（非橋梁案件の受注拡大）や民間土木事業を推進していくほか、建築部門では開発事業に取り組んでまいります。

⑤ 人財の強化

事業の推進を図るため、若年層の減少と中間層の肥大化の是正に向けた採用計画の実施およびトップマネジメント研修の新設をはじめとする各種研修制度の活用ならびに積極的な人事ローテーションにより、グローバルに対応できる人財を育ててまいります。

⑥ 安全管理の徹底

無事故・無災害を目指し、日々の職場の中で「指さし確認」「声掛け確認」等を実践して「危険の芽」を摘み取り、「安全優先の企業風土」の更なる浸透を図ってまいります。

⑦ C S R活動の推進

当社グループでは、C S Rの基本活動方針として「コンプライアンスの徹底」「リスクマネジメントの推進」「ステークホルダーコミュニケーションの推進」「地域社会への貢献」の方針を掲げており、「人と自然が調和する豊かな環境づくりに貢献する」の基本理念の実現に向けてP D C A（計画・実行・評価・改善）を実践することで、C S Rへの取り組みを積極的に推進してまいります。

以上のような施策を実施することで、「我が国トップのP Cゼネコン」を目指してまいります。また、建設業の使命として震災の復旧・復興に貢献することはもとより、安心安全な生活に必要なインフラの整備に取り組めます。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社7社、関連会社2社およびその他の関係会社1社で構成され、建設事業を主な事業の内容としており、事業部門別の内容は下記のとおりであります。

① 土木建設事業

プレストレスト・コンクリート工事、その他一般土木工事の請負ならびに企画、設計、施工監理、プレストレスト・コンクリート製品等の製造、販売、工事用機器の賃貸等

② 建築建設事業

プレストレスト・コンクリート工事、その他一般建築工事の請負ならびに企画、設計、施工監理、プレストレスト・コンクリート製品等の製造、販売、工事用機器の賃貸等

③ 製造事業

プレストレスト・コンクリート製品等の製造、販売

④ その他兼業事業

不動産の売買、賃貸および仲介、損害保険代理業等

(6) 主要な営業所および工場（平成24年3月31日現在）

① 当 社

本 社： 東京都中央区晴海二丁目5番24号

支 店： 東 京 支 店（東京都中央区） 東 北 支 店（宮城県仙台市）

名 古 屋 支 店（愛知県名古屋市） 大 阪 支 店（大阪府大阪市）

広 島 支 店（広島県広島市） 九 州 支 店（福岡県福岡市）

工 場： 七 尾 工 場（石川県七尾市） 久 留 米 工 場（福岡県久留米市）

② 子会社

株 式 会 社 ニ ュ ー テ ッ ク 康 和（東京都北区）

株 式 会 社 ピ ー エ ス ケ ー（東京都中央区）

ピー・エス・コンクリート株式会社（東京都中央区）

(7) 使用人の状況（平成24年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
土 木 建 設 事 業	772名	24名減
建 築 建 設 事 業	382	4名減
製 造 事 業	183	9名減
そ の 他 兼 業 事 業	34	4名減
全 社（ 共 有 ）	117	6名増
合 計	1,488	35名減

(注) 1. 使用人数は就業員数であります。

2. 全社（共有）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,061名	2名減	42歳2ヶ月	18年8ヶ月

(注) 使用人の状況には、出向派遣者4名ならびに顧問は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成24年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,900百万円
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,200
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社連結子会社のPT. Komponindo Betonjaya は、インドネシア国営建設会社PT. WIJAYA KARYAの連結子会社PT. Wijaya Karya Betonとの間で合弁会社PT. Wijaya Karya Komponen Betonを設立することに合意し、平成24年5月2日付で合弁契約を締結いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成24年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 110,000,000株
発行する各種株式の数
普通株式 102,500,000株
第一種後配株式 7,500,000株
- ②発行済株式の総数 40,037,429株
各種の株式の数
普通株式 32,537,429株
第一種後配株式 7,500,000株
- ③株主数 6,619名
④大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
三菱マテリアル株式会社 (内 第一種後配株式)	15,945,496 (3,642,858) 株	39.96 (9.13) %
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 太平洋セメント口 再信託受託者 資産管理サービス 信託銀行株式会社	4,491,300	11.26
三菱UFJ信託銀行株式会社 (内 第一種後配株式)	1,990,561 (1,928,571)	4.99 (4.83)
株式会社三菱東京UFJ銀行 (内 第一種後配株式)	1,990,067 (1,928,571)	4.99 (4.83)
住友電気工業株式会社	1,834,800	4.60
岡山県	839,740	2.10
三菱地所株式会社	496,000	1.24
ピーエス三菱従業員持株会	446,195	1.12
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	430,600	1.08
ピーエス三菱取引先持株会	409,460	1.03

（注） 持株比率は自己株式（137,085株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成24年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	勝 木 恒 男 ※	社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会会長
代表取締役副社長 副社長執行役員	杉 本 武 司 ※	土木本部長
代 表 取 締 役 常 務 執 行 役 員	田 中 哲 司 ※	建築本部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	久 保 敬 三 ※	建築本部副本部長・海外事業担当
取 締 役 執 行 役 員	森 拓 也 ※	技術本部長兼工務監督室長・安全品質環境担当 社団法人プレストレストコンクリート技術協会副会長
取 締 役 執 行 役 員	権 藤 智 丸 ※	管理本部長兼経理・財務部長 C S R 担当
取 締 役	上 村 清	太平洋セメント株式会社 取締役 常務執行役員 セメント事業本部 本部長
取 締 役	藤 井 敏 道	三菱マテリアル株式会社 代表取締役 常務取締役 セメント事業カンパニープレジデント 宇部三菱セメント株式会社 社外取締役 エヌエムセメント株式会社 代表取締役副社長
取 締 役	鳥 井 博 康	住友電気工業株式会社 常務執行役員 産業素材事業本部副本部長 特殊線事業部長 住友電工スチールワイヤー株式会社 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	松 本 好 男	
常 勤 監 査 役	森 岡 一 彦	
常 勤 監 査 役	中 田 俊 一	

- (注) 1. 取締役上村清、藤井敏道および鳥井博康の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役松本好男および森岡一彦の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社は、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 森岡一彦氏は、金融機関出身者で財務・会計に関して相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、上村清氏が取締役を務める太平洋セメント株式会社のグループ会社から建設資材を購入する等の取引関係があります。
5. 当社は、藤井敏道氏が代表取締役を務める三菱マテリアル株式会社から工事の受注ならびに建設資材を購入する等の取引関係があり、また同氏が社外取締役を務める宇部三菱セメント株式会社から工事の受注ならびに建設資材を購入する等の取引関係があります。
6. 当社は、鳥井博康氏が代表取締役を務める住友電工スチールワイヤー株式会社から建設資材を購入する等の取引関係があります。

② 当事業年度中の取締役および監査役の異動

1) 就任

平成23年6月28日開催の第63回定時株主総会において、取締役役に勝木恒男、杉本武司、久保敬三、森拓也、上村清および藤井敏道の6氏が再選され、田中哲、権藤智丸および鳥井博康の3氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。また、監査役に中田俊一氏が新たに選任され、就任いたしました。

2) 退任

平成23年6月28日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって、松下基生、中田俊一および高棕晴三の3氏は任期満了により取締役役を退任いたしました。また、野村貞廣氏は辞任により監査役を退任いたしました。

(ご参考) 当社は執行役員制度を導入しており、前記の※の取締役は執行役員を兼務しております。なお、平成24年3月31日現在における執行役員（執行役員を兼務している取締役を除く。）は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	蔵 本 修	大阪支店長
常 務 執 行 役 員	不 動 正 廣	東京支店長
執 行 役 員	穴 戸 勝	建築本部副本部長
執 行 役 員	伊 藤 博 通	九州支店長
執 行 役 員	仲 西 正 藏	東北支店長
執 行 役 員	戸 潤 隆	建築本部副本部長
執 行 役 員	塚 原 明 彦	東京支店副支店長

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	12名 (4)	131百万円 (5)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4 (2)	55 (38)
合 計 (社 外 役 員 合 計)	16 (6)	186 (43)

- (注) 1. 上記には、平成23年6月28日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役1名）および監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成14年6月27日開催の第54回定時株主総会において月額3,500万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成8年6月27日開催の第48回定時株主総会において月額390万円以内と決議いただいております。
4. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。
- 当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額37百万円（取締役12名に対し27百万円（うち社外取締役4名に対し1百万円）、監査役4名に対し10百万円（うち社外監査役2名に対し7百万円））。
5. 上記のほか、平成23年6月28日開催の第63回定時株主総会決議に基づき、退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- | | | |
|-----------|-------|-------|
| 退任取締役 | 3名に対し | 26百万円 |
| 退任監査役 | 1名に対し | 2百万円 |
| 上記のうち社外役員 | 1名に対し | 0百万円 |

④ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
「①取締役および監査役の状況」に記載のとおりであります。

2) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況
取 締 役	上村 清	15回中11回	—	上場企業の取締役としての経験と幅広い見識に基づいて、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
	藤井 敏道	15回中11回	—	上場企業の取締役としての経験と幅広い見識に基づいて、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
	鳥井 博康	12回中9回	—	経営者としての経験と幅広い見識に基づく発言を適宜行っております。
監 査 役	松本 好男	15回中15回	12回中12回	内部監査業務の豊富な経験と知見に基づく発言を行っております。
	森岡 一彦	15回中15回	12回中12回	金融機関出身者としての専門的な見地からの発言を行っております。

(注) 取締役鳥井博康氏は、平成23年6月28日開催の第63回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。

3) 独占禁止法違反事件への対応について

当社は、国土交通省関東地方整備局（認定時期：平成13年4月～平成16年3月）、同省近畿地方整備局（認定時期：平成12年4月～平成15年12月）および福島県（認定時期：平成13年4月～平成15年12月）がプレストレスト・コンクリート工事として発注する橋梁の新設工事の入札に関して、前事業年度中に公正取引委員会より独占禁止法の規定に基づく排除措置命令を受けました。これに伴い同委員会より、平成23年6月15日付で課徴金納付命令書を受領し、同年8月9日に課徴金5億78百万円を納付いたしました。取締役上村清、藤井敏道および鳥井博康の各氏は、いずれも、上記事件の発生後に当社取締役に就任しておりますが、日頃から取締役会等を通じて、コンプライアンス体制の強化について提言・意見表明を行っており、事態判明後は、独占禁止法違反の根絶・再発防止に向け、コンプライアンス体制や内部統制機能の一層の強化等について提言を行っております。また、監査役松本好男および森岡一彦の両氏も、上記事件の発生後に当社監査役に就任しておりますが、日頃から他の監査役とともに、取締役会、監査役会およびCSR委員会等を通じて、コンプライアンス体制を監視し、事態判明後は、独占禁止法違反の根絶・再発防止に向け、コンプライアンス体制や内部統制機能の一層の強化等について提言を行っております。

4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	62百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、上記体制につき次のとおり決議いたしました。

① 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 平成14年12月、ピーエス三菱発足に際し、「経営理念」を明確にするとともに新たに「行動指針」を制定した。
- 2) 取締役、執行役員および全ての使用人は「経営理念と行動指針」を遵守、実践して企業倫理の確立に取り組み、公正な企業活動を通じて社会に貢献するとともに創造的で清新なる企業風土を築く。
- 3) 「社会との調和」「法令の遵守」「企業会計の透明化」を取締役、執行役員および全ての使用人の行動指針とした。
- 4) 自己完結性の強い業務の中に相互牽制し合う内部牽制システムを構築する。
- 5) コンプライアンス上疑義ある行為について、使用人が社内の通報窓口、又は社外の弁護士を通じて会社に通報、相談できる内部通報制度を構築し、通報者の保護を図るとともに潜在する問題点を把握して自浄作用を発揮し、法令遵守の実現を図ることとした。
- 6) 行動指針に則り、反社会的勢力との関係を拒絶し、反社会的勢力からの不当な要求を毅然として排除する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1) 情報の保存・管理

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等法定文書のほか経営会議議事録、回議書等取締役の職務の執行、意思決定に係る情報が記載された文書を、関連資料とともに、事務用文書取扱規程、重要文書保管規程、文書保存年限類別および情報セキュリティ管理基本規程の定めるところに従い、適切に保存し管理する。

2) 情報の閲覧

取締役および監査役は常時、前項の文書を閲覧することができるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスク管理の基礎として、ピーエス三菱グループCSR基本規程、CSRなんでも相談室運用規程ならびに内部者取引防止管理規則、情報セキュリティ管理基本規程を定め、これらの規程に従ったリスク管理体制を構築するものとする。
- 2) 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 執行役員制度の導入

平成17年6月、執行役員制度を導入し、取締役は経営の意思決定の迅速化、監督機能の強化等経営機能に専念し、取締役会は業務執行権限を執行役員に委嘱して執行責任を明確にし、コーポレートガバナンスの一層の充実を図ることとする。

2) 経営会議

当社は、職務執行の決定が適切かつ機動的に行われるため常勤の取締役で構成する経営会議を設置し、原則月2回、全社および当社グループ全体の経営に係わる戦略、基本方針その他経営全般に関する重要事項を審議する。さらに、代表取締役あるいは、取締役会の意思決定を適法・適正かつ効率的に行うために、取締役会付議事項について事前に慎重な審議を行い、代表取締役および取締役会の意思決定に資するものとする。

3) 本部長・支店長会議

社長・本部長・在京執行役員・支店長で構成する本部長・支店長会議を設置し、原則月1回、各本部・支店より業績の評価と改善策を報告させ、具体的な施策を、本社が一体となって実施するよう協議するほか経営に係る戦略、基本方針その他経営全般に関する重要事項の周知徹底を図る。

- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社の経営理念と行動指針に基づき、当社子会社と一体となった法令遵守の推進を行うものとし、各子会社において、当社に準拠したCSR推進体制を整備する。また、子会社におけるコンプライアンスの周知・徹底および推進のための啓発活動を支援する。
 - 2) 関係会社取扱規程を定め、同規程に基づく当社への決裁・報告制度により、子会社の経営管理を行うものとする。また、当社より取締役又は監査役を派遣するとともに子会社連絡会を設置し、各子会社における内部統制の実効性を高める施策を実施する。
 - 3) 経営監査室が企業集団に対する内部監査を実施し、その結果を当社の社長ならびに監査役に報告するとともに必要があれば子会社の代表取締役へに通知する。
 - 4) 財務報告に係る内部統制に関し、評価する仕組みを確立して、当社グループの財務報告の適正性を確保するための体制を構築する。
- ⑥ 監査役の職務の執行のための必要な体制
- 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
取締役は、監査基準に規定する「監査職務を補助する体制」について監査役との間で協議の機会をもち、その使用人の配置に努めなければならない。
 - 2) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
取締役は、予め監査役の補助使用人の人事異動に係る同意を求めるとともに当該使用人の人事査定に係る協議事項等、監査役会の決議を尊重する。
 - 3) 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役は、法律に定める事項のほか、取締役、執行役員又は使用人から監査役に対する報告事項について予め監査役と協議して定める。
 - 4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査役会と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する等、監査役との相互認識を深めるように努める。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	67,338	(負債の部)	49,198
流 動 資 産	52,188	流 動 負 債	43,760
現金及び預金	9,849	支払手形・工事未払金等	27,929
受取手形・完成工事未収入金等	36,398	短 期 借 入 金	9,126
未成工事支出金	2,440	未 払 法 人 税 等	160
その他たな卸資産	1,651	未成工事受入金	3,080
繰延税金資産	8	賞 与 引 当 金	139
未 収 入 金	1,646	完成工事補償引当金	183
そ の 他	351	工 事 損 失 引 当 金	467
貸倒引当金	△157	そ の 他	2,673
固 定 資 産	15,149	固 定 負 債	5,437
有形固定資産	12,244	再評価に係る繰延税金負債	1,523
建物・構築物	2,330	退 職 給 付 引 当 金	3,494
機械・運搬具・工具器具備品	762	役員退職慰労引当金	241
土 地	9,050	資 産 除 去 債 務	86
リ ー ス 資 産	93	そ の 他	92
建設仮勘定	7	(純資産の部)	18,139
無形固定資産	35	株 主 資 本	16,704
投資その他の資産	2,869	資 本 金	4,218
投資有価証券	1,139	資 本 剰 余 金	8,110
破産債権・更生債権等	2,127	利 益 剰 余 金	4,435
繰延税金資産	178	自 己 株 式	△60
そ の 他	1,552	その他の包括利益累計額	1,434
貸倒引当金	△2,128	その他有価証券評価差額金	89
資 産 合 計	67,338	土地再評価差額金	1,560
		為替換算調整勘定	△215
		少 数 株 主 持 分	0
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	67,338

連 結 損 益 計 算 書

（平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		93,495
売上原価		86,663
売上総利益		6,832
販売費及び一般管理費		6,343
営業利益		488
営業外収益		
受取利息・配当金	18	
持分法による投資利益	32	
貸倒引当金戻入額	12	
その他	54	118
営業外費用		
支払利息	132	
支払保険料	30	
為替差損	197	
その他	15	376
経常利益		230
特別利益		
固定資産売却益	23	
為替換算調整勘定取崩額	527	
ゴルフ会員権償還益	86	
その他	4	642
特別損失		
固定資産除売却損	97	
投資有価証券評価損	3	
災害による損失	23	
その他	9	134
税金等調整前当期純利益		737
法人税、住民税及び事業税	150	
法人税等調整額	△141	8
少数株主損益調整前当期純利益		728
少数株主利益		0
当期純利益		728

連結株主資本等変動計算書

（平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成23年4月1日 期首残高	4,218	8,110	3,490	△60	15,759
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△81		△81
当期純利益			728		728
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			296		296
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	944	△0	944
平成24年3月31日 期末残高	4,218	8,110	4,435	△60	16,704

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 利 益 包 括 累 計 額 合 計		
平成23年4月1日 期首残高	71	1,641	202	1,915	—	17,674
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				—		△81
当期純利益				—		728
自己株式の取得				—		△0
土地再評価差額金の取崩				—		296
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	17	△80	△417	△480	0	△479
連結会計年度中の変動額合計	17	△80	△417	△480	0	464
平成24年3月31日 期末残高	89	1,560	△215	1,434	0	18,139

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 …………… 7 社

主要な連結子会社の名称 …………… 株式会社ニューテック康和

株式会社ビーエスケー

ビー・エス・コンクリート株式会社

(2) 連結していない子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社の数 …… 2 社

会社の名称 …………… V I N A - P S M C プレキャストコンクリート有限会社

株式会社ヤマハ化工大阪

(2) 持分法適用手続きに関する事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 持分法を適用していない関連会社はありません。

3. 連結の範囲の変更に関する事項

当社の連結子会社でありました P S M コンストラクション U S A 株式会社は、当連結会計年度中に清算結了したため、連結の範囲より除外しております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち株式会社コンポニド・ベトンジャヤの事業年度の末日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結会計年度末との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

5. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券 …………… 償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

たな卸資産

未成工事支出金、

その他たな卸資産

（商品、製品、仕掛品、

兼業事業支出金）…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

その他たな卸資産

（原材料、材料貯蔵品）…………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く）…………… 当社および国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。
但し、当社および国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法を採用しております。
なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産

（リース資産を除く）…………… 当社および国内連結子会社は定額法を採用しております。

リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金 …………… 当社および国内連結子会社は債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金 …………… 当社および国内連結子会社は従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- 完成工事補償引当金 …………… 当社および国内連結子会社は完成工事等に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、過去の実績率を基礎に将来の見積補償費を加味して計上しております。
- 工事損失引当金 …………… 当社および国内連結子会社は手持工事等のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
- 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。なお、国内連結子会社は自己都合期末要支給額を退職給付債務として計上しております。
- 役員退職慰労引当金 …………… 当社および一部連結子会社は役員および執行役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規による期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

6. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

7. 追加情報

(1) 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(2) 法人税率の変更等による影響

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、平成24年4月1日以降開始する連結会計年度より法人税率が変更されることとなりました。

この税率の変更により繰延税金資産の純額が0百万円、土地再評価差額金が216百万円それぞれ増加し、再評価に係る繰延税金負債が216百万円減少し、当連結会計年度に費用計上された法人税等調整額の金額が0百万円減少しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

1. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	110百万円
------	--------

2. たな卸資産及び工事損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は、133百万円であります。

3. 有形固定資産の減価償却累計額	14,608百万円
-------------------	-----------

4. 差入保証金代用として、投資有価証券40百万円を東京法務局に差し入れております。

5. 保証債務

(1) 関係会社の割賦未払金に対し債務保証を行っております。

三菱マテリアル㈱	846百万円
----------	--------

(2) 取引先の手付金に対し保証を行っております。

㈱ゴールドクレスト	64百万円
-----------	-------

㈱グランイーグル	12百万円
----------	-------

ジェイレックス・コーポレーション㈱	3百万円
-------------------	------

計	79百万円
---	-------

6. 事業用土地の再評価について

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における

時価と再評価後の帳簿価額との差額 △2,159百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

1. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額 358百万円

2. 工事進行基準による完成工事高 49,455百万円

3. 災害による損失

東日本大震災によるもので、その内訳は災害復旧支援費用7百万円、工場修繕費用3百万円、その他13百万円であります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	32,537,429株
第一種後配株式	7,500,000株
計	40,037,429株

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	137,085株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成23年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

・ 配当金の総額	81百万円
・ 1株当たり配当額	2円50銭
・ 基準日	平成23年3月31日
・ 効力発生日	平成23年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成24年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

普通株式の配当に関する事項

・ 配当金の総額	81百万円
・ 1株当たり配当額	2円50銭
・ 基準日	平成24年3月31日
・ 効力発生日	平成24年6月28日

5. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である受取手形および完成工事未収入金等はそのほとんどが1年以内の回収期日であり、これらに係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形および工事未払金等は1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（※）	時価（※）	差額
(1) 現金及び預金	9,849	9,849	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	36,398	36,398	—
(3) 未収入金	1,646	1,646	—
(4) 投資有価証券 ①満期保有目的の債券 ②その他有価証券	40 593	42 593	2 —
(5) 破産債権・更生債権等 貸倒引当金	2,127 <u>△2,127</u> —	—	—
(6) 支払手形・工事未払金等	(27,929)	(27,929)	—
(7) 短期借入金	(9,126)	(9,126)	—

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

（1）現金及び預金、（2）受取手形・完成工事未収入金等および（3）未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値によっております。

（5）破産債権・更生債権等

破産債権・更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額をもって時価としております。

（6）支払手形・工事未払金等および（7）短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額449百万円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額55百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（4）投資有価証券②その他有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の集合住宅などの施設（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
2,430	2,800

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算出した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 454円61銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 22円50銭 |

8. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

工場及び機材センター建屋の解体工事で発生が予想されるアスベスト処理費用であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の耐用年数と見積り、割引率は国債利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	95百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△9百万円
その他増減額（△は減少）	一百万円
期末残高	86百万円

貸 借 対 照 表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	62,396	(負債の部)	45,112
流 動 資 産	48,043	流 動 負 債	40,020
現 金 及 び 預 金	8,709	支 払 手 形	12,219
受 取 手 形	3,166	工 事 未 払 金	12,824
完成工事未収入金	29,709	短 期 借 入 金	9,000
未 成 工 事 支 出 金	2,447	リ ー ス 債 務	25
仕 掛 品	181	未 払 金	219
兼 業 事 業 支 出 金	472	未 払 費 用	1,217
材 料 貯 蔵 品	28	未 払 法 人 税 等	99
短 期 貸 付 金	1,594	未 成 工 事 受 入 金	3,032
前 払 費 用	97	預 り 金	514
未 収 入 金	1,601	賞 与 引 当 金	100
そ の 他	167	完成工事補償引当金	179
貸 倒 引 当 金	△133	工 事 損 失 引 当 金	467
固 定 資 産	14,353	そ の 他	121
有 形 固 定 資 産	9,928	固 定 負 債	5,091
建 物 ・ 構 築 物	1,814	リ ー ス 債 務	70
機 械 ・ 運 搬 具	75	繰 延 税 金 負 債	29
工 具 器 具 ・ 備 品	93	再評価に係る繰延税金負債	1,523
土 地	7,848	退 職 給 付 引 当 金	3,199
リ ー ス 資 産	94	役員退職慰労引当金	174
建 設 仮 勘 定	2	資 産 除 去 債 務	86
無 形 固 定 資 産	28	そ の 他	7
投資その他の資産	4,396	(純資産の部)	17,284
投資有価証券	1,080	株 主 資 本	15,633
関係会社株式・関係会社出資金	889	資 本 金	4,218
長 期 貸 付 金	1,014	資 本 剰 余 金	8,110
破産債権・更生債権等	1,978	資 本 準 備 金	8,110
そ の 他	1,415	利 益 剰 余 金	3,364
貸 倒 引 当 金	△1,982	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,364
資 産 合 計	62,396	繰越利益剰余金	3,364
		自 己 株 式	△60
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,651
		その他有価証券評価差額金	90
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,560
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	62,396

損 益 計 算 書

（平成23年 4 月 1 日から
平成24年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高	83,222	84,427
完成工事売上高	1,204	
売上原価	77,972	79,089
完成工事原価	1,117	
売上総利益	5,250	5,337
完成工事総利益	87	
販売費及び一般管理費		5,207
営業利益		129
営業外収益	355	528
受取利息・配当金	140	
貸与料収入	32	
その他		
営業外費用	130	230
支払利息	29	
支払保険証料	62	
為替差損	7	
その他		427
経常利益		96
特別利益	86	
ゴルフ会員の権償還	10	
その他		
特別損失	98	124
固定資産除売却損	20	
災害による損失	3	
投資有価証券評価損	1	
その他		399
税引前当期純利益	105	△98
法人税、住民税及び事業税	△203	
法人税等調整額		498
当期純利益		

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株 主 資 本 合 計
		資 準 備 金	資 剰 余 金 計	その他利益 剰余金	利 剰 余 金 計		
				繰 越 利 益 剰 余 金			
平 成 2 3 年 4 月 1 日 期 首 残 高	4,218	8,110	8,110	2,650	2,650	△60	14,919
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
剰余金の配当			－	△81	△81		△81
当期純利益			－	498	498		498
自己株式の取得			－		－	△0	△0
土地再評価差額金の取崩			－	296	296		296
株 主 資 本 以 外 の 項目の事業年度中の変動額(純額)			－		－		－
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	－	－	714	714	△0	713
平 成 2 4 年 3 月 3 1 日 期 末 残 高	4,218	8,110	8,110	3,364	3,364	△60	15,633

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成23年4月1日 期首残高	72	1,641	1,713	16,633
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			－	△81
当期純利益			－	498
自己株式の取得			－	△0
土地再評価差額金の取崩			－	296
株主資本以外の 項目の事業年度中の変動額(純額)	17	△80	△62	△62
事業年度中の変動額合計	17	△80	△62	651
平成24年3月31日 期末残高	90	1,560	1,651	17,284

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社株式および関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金・仕掛品・兼業事業支出金	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
材料貯蔵品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	
（リース資産除く）	建物（建物附属設備を除く）のうち平成10年4月1日以降に取得したものについては定額法、それ以外のものについては定率法によっております。 なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
無形固定資産	
（リース資産除く）	定額法
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
完成工事補償引当金	完成工事等に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、過去の実績率を基礎に将来の見積補修費を加味して計上しております。
工事損失引当金	手持工事等のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。 また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 過去勤務債務は、発生した事業年度に一括費用処理しております。
役員退職慰労引当金	役員および執行役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規による当事業年度末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

7. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

8. 追加情報

(1) 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(2) 法人税率の変更等による影響

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。

この税率の変更により、土地再評価差額金が216百万円増加し、再評価に係る繰延税金負債が216百万円減少しております。

2. 貸借対照表に関する注記

1. 事業年度末日満期手形

事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度末日は金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形が事業年度残高に含まれております。

受取手形	95百万円
------	-------

2. たな卸資産及び工事損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は、133百万円であります。

3. 差入保証金代用として、投資有価証券40百万円を東京法務局に差し入れております。

4. 関係会社に対する短期金銭債権	1,890百万円
長期金銭債権	983百万円

5. 関係会社に対する短期金銭債務	994百万円
-------------------	--------

6. 有形固定資産の減価償却累計額	10,910百万円
-------------------	-----------

7. 保証債務

(1) 関係会社の銀行借入金に対して保証を行っております。

㈱コンポニンド・ベトンジャヤ 200百万円
内、87百万円は外貨建であります。(895千US\$、1,500,000千ルピア)

(2) 関係会社の割賦未払金に対し債務保証を行っております。

三菱マテリアル㈱ 846百万円

(3) 取引先の手付金に対し保証を行っております。

㈱ゴールドクレスト 64百万円

㈱グランイーグル 12百万円

ジェイレックス・コーポレーション㈱ 3百万円

計 79百万円

(4) 関係会社の仕入債務に対し債務保証を行っております。

菱建商事㈱ 0百万円

8. 事業用土地の再評価について

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における

時価と再評価後の帳簿価額との差額 △2,159百万円

3. 損益計算書に関する注記

1. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額
完成工事原価 358百万円
2. 工事進行基準による完成工事高 48,639百万円
3. 関係会社との営業取引高
売上高 1,650百万円
仕入高 7,360百万円
関係会社との営業取引以外の取引高 597百万円
4. 災害による損失
東日本大震災によるもので、その内訳は災害復旧支援費用 7 百万円、その他13百万円であります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- 当事業年度末における自己株式の種類および株式数
- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 137,085株 |
|------|----------|

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	4,513百万円
退職給付引当金	1,220百万円
減損損失	901百万円
関係会社株式・出資金評価損	704百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	606百万円
貸倒損失	243百万円
ゴルフ会員権評価損	179百万円
工事損失引当金	177百万円
減価償却超過額	114百万円
投資有価証券評価損	100百万円
その他	969百万円

繰延税金資産小計	9,731百万円
----------	----------

評価性引当額	△9,731百万円
--------	-----------

繰延税金資産の合計	－百万円
-----------	------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	28百万円
その他	1百万円

繰延税金負債の合計	29百万円
-----------	-------

繰延税金負債の純額	29百万円
-----------	-------

上記のほか、「再評価に係る繰延税金負債」として計上している土地の再評価に係る繰延税金資産および繰延税金負債の内訳は以下のとおりであります。

土地の再評価に係る繰延税金資産	424百万円
評価性引当額	△424百万円
繰延税金資産の合計	－百万円
土地の再評価に係る繰延税金負債	1,523百万円
繰延税金負債の純額	1,523百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、自動車、電子計算機、事務用機器設備の一部については、所有権移転外ファイナンスリース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所 在 地	資 本 金 (百万円)	事業の内容	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
その他の 関係 会社	三菱マテリアル㈱	東京都 千代田 区	119,457	非鉄金属	被所有 直接(40.0) 間接 (1.5)	当社への工事の発 注・建設資材等の 販売等 役員の兼任	工事等の請負 (注1、2)	1,559	完成工 事未収 入金	251
							債務保証 (注1、3)	846	—	—

取引条件および取引条件の決定方針など

(注1) 記載金額のうち、取引金額には消費税などが含まれておらず、期末残高には消費税などが含まれております。

(注2) 工事などの請負価格については、その都度価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注3) 債務保証については、三菱マテリアル㈱の割賦未払金に対するものであります。

2. 子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	所 在 地	資 本 金 (百万円)	事業の内容	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	ビー・エス・コンクリート㈱	東京都 中央区	90	コンクリート 製品の製造、 販売	所有 直接100.0	当社仕入先 役員の兼任	設備の貸与 (注1、2、 3)	193	未収入 金	18
子会社	㈱ビーエスケー	東京都 中央区	90	土木建築用機 材の賃貸等	所有 直接100.0	資機材の発注 資金援助等 役員の兼任	設備の貸与 (注1、2、 3)	54	未収入 金	5
							資金の貸付 (注1、4)	940	長期貸 付金	740
							利息の受取 (注1、4)	18	流動資 産その 他	1
子会社	㈱ニューテック康和	東京都 北区	90	構造物の維 持・補修	所有 直接100.0	建設工事の発注 資金援助等 役員の兼任	資金の貸付 (注1、4)	470	短期貸 付金	650
							利息の受取 (注1、4)	10	流動資 産その 他	0

取引条件および取引条件の決定方針など

(注1) 記載金額のうち、取引金額には消費税などが含まれておらず、期末残高には消費税などが含まれております。

(注2) 設備の貸与料については、法人税法に基づく減価償却方法を適用した当該設備の減価償却費に当該設備に係る当事業年度の固定資産税および固定資産評価証明（土地）による評価額に基づく金利見合を加味して決定しております。

(注3) 設備管理費116百万円を相殺した純額135百万円を営業外収益に計上しております。

(注4) 資金の貸付利率は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	433円19銭
2. 1株当たり当期純利益	15円39銭

9. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

工場及び機材センター建屋の解体工事で発生が予想されるアスベスト処理費用であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を「減価償却資産の耐用年数に関する省令」の耐用年数と見積り、割引率は国債利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	95百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△9百万円
その他増減額（△は減少）	－百万円
期末残高	86百万円

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年 5 月 8 日

株式会社ピーエス三菱
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上	坂	善	章 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貝	塚	真	聡 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ピーエス三菱の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピーエス三菱及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年 5 月 8 日

株式会社ピーエス三菱
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上	坂	善	章 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貝	塚	真	聡 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ピーエス三菱の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月9日

株式会社ピーエス三菱 監査役会

常勤監査役 松 本 好 男 ⑩
(社外監査役)

常勤監査役 森 岡 一 彦 ⑩
(社外監査役)

常勤監査役 中 田 俊 一 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主様に対する配当政策を最重要課題の一つとして位置づけており、健全な経営基盤を維持するため、内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。

このような方針のもと、期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金2円50銭 総額81,000,860円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成24年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件(1)

1. 変更の理由

- (1) 当社は、平成14年10月1日付で三菱建設株式会社（以下「三菱建設」といいます。）と合併するに際して、三菱建設が自己資本の充実と財務基盤の強化を図るため、平成14年6月27日開催の三菱建設の定時株主総会において承認を受け発行していた第一種後配株式（発行済株式総数75,000,000株）1株に対し、両社の合併比率に従い当社の第一種後配株式0.1株の割当をもって割当交付いたしました。

この第一種後配株式には、普通株式を対価とする取得請求権、ならびに現金および普通株式を対価とする取得条項を設けております。平成24年5月11日現在、第一種後配株式の発行済株式総数は7,500,000株となっておりますところ、第一種後配株式の株主様による同株式の取得請求権については、平成17年7月31日以降、普通株式の時価が800円以上になった場合に行使可能であり、取得の対価として交付すべき普通株式の数の算定方法は、 $(400円 \div \text{取得時期における時価注1}) \times 2 \times (1 + 0.014)^n \text{注2}$ （但し、第一種後配株式1株につき交付される普通株式は1株を下回らず、2株を上回らないものとします。）と定めております。そして、上記の取得請求権が平成24年7月31日までに行使されない場合には、その翌日をもって当社が第一種後配株式を取得し、その対価として定款に定める条件により算出される数の普通株式を交付することになっております。

すなわち、取得請求権の行使がなされずに平成24年7月31日が経過した場合には、平成24年8月1日をもって、第一種後配株式1株につき、（400円÷取得時期における時価^{注3}）×2.30とする算定方法に基づいて算出される数の普通株式（但し、第一種後配株式1株につき交付される普通株式は1株を下回らず2株を上回らないものとします。）が第一種後配株式を保有する株主様に交付され、短期間のうちに普通株式の希薄化が生じることとなります。

このような普通株式の希薄化を軽減し、株主様をはじめとする関係者への影響を緩和するため、第一種後配株式の内容を変更するものであります。

注1）時価は、第一種後配株式を有する株主様が普通株式の交付を受けるのと引き換えに第一種後配株式の取得を請求した日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値とします。

注2）nは平成14年7月31日から取得を請求する日までに経過した満年数（1年未満は切捨て）とします。

注3）時価は、平成24年7月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値とします。

- (2) 上記の変更に伴い、現行定款第5条、第7条、第13条の2ないし第13条の6および第51条について所要の変更を行い、附則を新設するものであります。
- (3) 本議案による定款変更の効力発生は、第64回定時株主総会ならびに普通株主様による種類株主総会および第一種後配株主様による種類株主総会において、上記の「定款一部変更の件(1)」が承認されることを条件といたします。なお、定款変更の効力発生日は平成24年8月1日といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、変更のない条文につきましては、記載を省略いたしております。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数と種類)	(発行可能株式総数と種類)
第5条 本会社の発行可能株式総数は11,000万株とし、このうち10,250万株は普通株式、750万株は本定款第2章の2に規定する <u>第一種後配株式</u> とする。	第5条 本会社の発行可能株式総数は11,000万株とし、このうち10,250万株は普通株式、750万株は本定款第2章の2に規定する <u>A種種類株式</u> とする。
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第7条 本会社の1単元の株式数は普通株式、 <u>第一種後配株式</u> とも100株とする。	第7条 本会社の1単元の株式数は普通株式、 <u>A種種類株式</u> とも100株とする。
第8条～第13条 (条文省略)	第8条～第13条 (現行どおり)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第2章の2 種類株式 (第一種後配株式への利益の配当または剰余金の配当) 第13条の2 第一種後配株式に対しては、平成17年3月期までの利益処分にかかる利益配当および中間配当は行わない。 ② 平成18年3月期以降の事業年度にかかる利益処分または剰余金の処分において、普通株式に対して1株につき年12円（その前事業年度にかかる中間配当または剰余金の配当において分配された金銭の額を含む。）以上の利益配当または剰余金の配当をする場合は、第一種後配株式に対して1株につき年24円の利益配当または剰余金の配当を行う。 (新設)	第2章の2 種類株式 (A種類株式への剰余金の配当) 第13条の2 本会社が、各事業年度において、当該事業年度中に属する日を基準日としてA種類株式に剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種類株式を有する株主またはA種類株式の登録株式質権者に対し、A種類株式1株につき、普通株式1株当たり配当される剰余金に次項に定める転換倍率を乗じて得られる金額の剰余金の配当を行う。 ② 転換倍率とは、A種類株式1株につき400を次項に定める本会社の普通株式の基準時価で除して得られる数に2.30を乗じて得られる数（400を次項に定める本会社の普通株式の基準時価で除して得られる数に2.30を乗じて得られる数の計算は小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）をいうものとする。ただし、この場合の転換倍率は1を下回らず、2を上回らないものとする。 ③ 本会社の普通株式の基準時価とは、平成24年7月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）をいうものとする。ただし、本会社の普通株式が株式会社東京証券取引所において上場廃止された後にA種類株式の発行から10年を経過する日が到来した場合には、本会社の普通株式の上場廃止の日に先立つ10取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）をもって、本会社の普通株式の基準時価とみなす。前記各平均値の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(株主の権利行使による<u>第一種後配株式</u>の取得の請求) 第13条の3 <u>第一種後配株式</u>を有する株主は、平成17年7月31日以降で、かつ最初に株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が800円以上となった日以降、いつでも普通株式の交付を受けるのと引換えに<u>第一種後配株式</u>の取得を本会社に請求することができる。 ② 前項の場合において、本会社に対し<u>第一種後配株式</u>の取得を請求した株主に対しては、<u>第一種後配株式は、1株につき400円を本条に定める本会社の普通株式の基準時価で除して得られる数に、1.014をn乗した数に2を乗じた数（nは平成14年7月31日から第一種後配株式を有する株主が普通株式の交付を受けるのと引換えに第一種後配株式の取得を請求する日までに経過した満年数（1未満は切り捨て）とする。）を乗じて得られる数（400円を本条に定める本会社の普通株式の基準時価で除して得られる数に1.014をn乗した数に2を乗じた数を乗じて得られる数の計算は小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）</u>の普通株式が交付される。ただし、この場合、<u>第一種後配株式1株につき交付される本会社の普通株式は1株を下回らず、2株を上回らないものとする。普通株式の算出にあたって、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取り扱う。</u>	(株主の権利行使による<u>A種種類株式</u>の取得の請求) 第13条の3 <u>A種種類株式</u>を有する株主は、平成24年8月1日以降、いつでも普通株式の交付を受けるのと引換えに<u>A種種類株式</u>の取得を本会社に請求することができる。 ② 前項の場合において、本会社に対し<u>A種種類株式</u>の取得を請求した株主に対しては、<u>当該株主が保有するA種種類株式に前条第2項に定める転換倍率を乗じて得られる数の普通株式が交付される。ただし、この場合、A種種類株式1株につき交付される本会社の普通株式は1株を下回らず、2株を上回らないものとする。普通株式の算出にあたって、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取り扱う。</u>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
③ <u>本条において本会社の普通株式の基準時価とは、第一種後配株式を有する株主が普通株式の交付を受けるのと引換えに第一種後配株式の取得を請求した日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）をいうものとする。ただし、本会社の普通株式が株式会社東京証券取引所において上場廃止された後に第一種後配株式を有する株主が普通株式の交付を受けるのと引換えに第一種後配株式の取得を請求した場合には、本会社の普通株式の上場廃止の日に先立つ10取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）をもって、本会社の普通株式の基準時価とみなす。前記各平均値の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u>	(削除)
<u>(第一種後配株式の取得)</u> <u>第13条の4 本会社は、平成18年7月31日以降、株主に配当すべき剰余金をもって、1株につき800円に1.014をn乗した数（nは平成14年7月31日から本会社が第一種後配株式の全部または一部を取得する日までに経過した満年数（1未満は切り捨て）とする。）を乗じた金額（800円に1.014をn乗した数を乗じた金額の計算は円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）により、第一種後配株式の全部または一部を取得することができる。</u>	(削除)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(会社の権利行使による一斉取得日における第一種後配株式の取得) 第13条の5 本会社は、本条に定める一斉取得日に、 <u>第一種後配株式1株につき400円を本条に定める本会社の普通株式の基準時価で除して得られる数に、1.014をn乗した数に2を乗じた数（nは平成14年7月31日から本条に定める一斉取得日までに経過した満年数（1未満は切り捨て）とする。）を乗じて得られる数（400円を本条に定める本会社の普通株式の基準時価で除して得られる数に1.014をn乗した数に2を乗じた数を乗じて得られる数の計算は小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）の普通株式を交付するのと引換えに第一種後配株式を取得できる。ただし、この場合第一種後配株式1株につき交付される本会社の普通株式は1株を下回らず、2株を上回らないものとする。普通株式の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取り扱う。</u> ② 本条において一斉取得日とは、平成17年7月31日以降で、かつ最初に株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が800円以上となった日以降の日で、本会社の取締役会が定める日をいうものとする。	(削除)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
③ <u>本条において本会社の普通株式の基準時価とは、本条に定める一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）をいうものとする。ただし、本会社の普通株式が株式会社東京証券取引所において上場廃止された後に本条に定める一斉取得日が到来した場合には、本会社の普通株式の上場廃止の日に先立つ10取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）をもって、本会社の普通株式の基準時価とみなす。前記各平均値の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u> <u>(会社の権利行使によるその他の場合における第一種後配株式の取得)</u> 第13条の6 <u>本会社は、平成24年7月31日までに取得請求のなかった第一種後配株式を、1株につき400円を本条に定める本会社の普通株式の基準時価で除して得られる数に2.30を乗じて得られる数（400円を本条に定める本会社の普通株式の基準時価で除して得られる数に2.30を乗じて得られる数の計算は小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）の普通株式を株主に交付するのと引換えに取得できる。ただし、この場合第一種後配株式1株につき交付される本会社の普通株式は1株を下回らず、2株を上回らないものとする。普通株式の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取り扱う。</u>	(削除)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
② <u>本条において本会社の普通株式の基準時価とは、平成24年7月31日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）をいうものとする。ただし、本会社の普通株式が株式会社東京証券取引所において上場廃止された後に第一種後配株式の発行から10年を経過する日が到来した場合には、本会社の普通株式の上場廃止の日に先立つ10取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）をもって、本会社の普通株式の基準時価とみなす。前記各平均値の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u> 第7章 計 算 第48条～第50条 (条文省略) (<u>第一種後配株式の転換または取得と配当</u>) 第51条 本会社による<u>第一種後配株式の取得と引換えに交付された普通株式に対する最初の期末配当金または中間配当金は、転換の請求、一斉転換、取得の請求または一斉取得が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換または取得があったものとみなして、支払うものとする。</u> 第52条 (条文省略)	第7章 計 算 第48条～第50条 (現行どおり) (<u>A種種類株式の取得と配当</u>) 第51条 本会社によるA種種類株式の取得と引換えに交付された普通株式に対する最初の期末配当金または中間配当金は、取得の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ取得があったものとみなして、支払うものとする。 第52条 (現行どおり)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(新設)	附則 第1条 <u>平成24年3月末日に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会社の定時株主総会ならびに本会社の普通株主を構成員とする種類株主総会および本会社の第一種後配株主を構成員とする種類株主総会における決議に基づき本定款が変更された後、最初に行われるA種種類株式に対する中間配当金については、本定款の変更の効力発生時点におけるA種種類株式を有する株主が平成24年4月1日に当該A種種類株式を有するものとみなして、支払うものとする。</u> 第2条 <u>本定款第5条、第7条、第13条の2第1項および第2項、第13条の3第1項および第2項、ならびに第51条の変更、第13条の2第3項および本附則の新設、ならびに第13条の3第3項、第13条の4、第13条の5、および第13条の6の削除は、平成24年8月1日から実施する。</u> 第3条 <u>本附則は、平成25年3月31日をもってこれを削除する。</u>

第3号議案 定款一部変更の件(2)

1. 変更の理由

- (1) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨を、会社法第426条の定めによる取締役および監査役の責任免除制度に基づき、現行定款第32条および第43条について所要の変更を行うものであります。なお、現行定款第32条の変更につきましては、予め監査役全員の同意を得ております。
- (2) 定款変更の効力発生日は平成24年6月27日といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、変更のない条文につきましては、記載を省略いたしております。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第4章 取締役および取締役会 第20条～第31条 (条文省略) (社外取締役との間の責任限定契約) 第32条 (新設) 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第5章 監査役および監査役会 第33条～第42条 (条文省略) (社外監査役との間の責任限定契約) 第43条 (新設) 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第4章 取締役および取締役会 第20条～第31条 (現行どおり) (取締役の責任免除) 第32条 <u>本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> ②本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第5章 監査役および監査役会 第33条～第42条 (現行どおり) (監査役の責任免除) 第43条 <u>本会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> ②本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第4号議案 取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって取締役久保敬三氏は辞任されますので、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
やま もと あき ひこ 山 本 晶 彦 (昭和30年4月18日生)	昭和55年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成11年5月 同行法人部次長（企画グループ担当） 平成15年7月 同行江戸川橋支社長 平成17年3月 同行新橋支社長 平成19年5月 同行法人業務部（大阪）部長 平成20年11月 ケル株式会社出向 平成21年4月 同社入社 平成21年6月 同社取締役 平成23年6月 同社常務取締役 平成24年1月 同社退職（現在に至る）	一株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役森岡一彦氏は任期満了となります。また監査役松本好男氏は本総会終結の時をもって辞任いたしますので、これに伴い監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者井岡幹雄氏は、監査役松本好男氏の補欠として選任をお願いするものでありますので、その任期は当社定款の定めにより辞任される同監査役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案の提出につきましては予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	もりおか かずひこ 森岡 一彦 (昭和28年4月19日生)	昭和52年4月 三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入社 平成16年4月 同社横浜駅西口支店長 平成18年2月 同社事務管理部長 平成20年6月 当社監査役（現在に至る）	普通株式 1,000株
2	い おか みき お 井岡 幹雄 (昭和26年3月5日生)	昭和49年4月 三菱鉱業セメント株式会社（現三菱マテリアル株式会社）入社 平成18年5月 同社電子材料事業カンパニー企画管理部長 平成21年6月 同社執行役員大阪支社長 平成22年6月 同社執行役員経営倫理部門長兼CSR室長 平成23年4月 同社執行役員経営倫理部門長兼CSR室長兼経営監査室長 平成23年6月 株式会社ダイヤコンサルタント 常務取締役（現在に至る）	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森岡一彦および井岡幹雄の両氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は森岡一彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
3. 森岡一彦氏は、平成20年6月26日開催の第60回定時株主総会において、監査役に選任されて以降、金融機関における長年の経験と豊富な知識をもとに、当社において社外監査役として、適切な活動を行ってきたこと等から、適任であると判断し、引続き社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 井岡幹雄氏は、経営監査に関する幅広い視点・経験をお持ちであり、その視点・経験を活かした、当社の経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 社外監査役候補者が現に当社の社外監査役である場合において、最後に選任された後在任中に当社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務執行が行われた事実、ならびに当該候補者がその事実の発生予防および発生後の対応と

して行った行為について

当社は、国土交通省関東地方整備局（認定時期：平成13年4月～平成16年3月）、同省近畿地方整備局（認定時期：平成12年4月～平成15年12月）および福島県（認定時期：平成13年4月～平成15年12月）がプレストレスト・コンクリート工事として発注する橋梁の新設工事の入札に関して、前事業年度中に公正取引委員会より独占禁止法の規定に基づく排除措置命令を受けました。これに伴い同委員会より、平成23年6月15日付で課徴金納付命令書を受領し、同年8月9日に課徴金5億78百万円を納付いたしました。監査役森岡一彦氏は、上記事件の発生後に当社監査役に就任しておりますが、日頃から他の監査役とともに、取締役会、監査役会およびCSR委員会等を通じて、コンプライアンス体制を監視し、事態判明後は、独占禁止法違反の根絶・再発防止に向け、コンプライアンス体制や内部統制機能の一層の強化等について提言を行っております。

6. 森岡一彦氏の当社監査役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
7. 当社は、森岡一彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、森岡一彦氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、井岡幹雄氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役を退任される久保敬三氏および監査役を退任される松本好男氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、それぞれ相当額の退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、ご一任願いたいと存じます。

退任される各氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
久 保 敬 三	平成18年6月 当社取締役（現在に至る）
松 本 好 男	平成17年6月 当社社外監査役（現在に至る）

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区晴海二丁目 5 番24号 晴海センタービル 2 階



■ 主な最寄駅からのご案内

- ① 地下鉄勝どき駅（大江戸線）A 2 b 出口から徒歩約10分
- ② J R 有楽町駅、地下鉄銀座駅（丸ノ内線、日比谷線、銀座線）、地下鉄築地駅（日比谷線）、地下鉄勝どき駅（大江戸線）の停留所（図示）から、都バス晴海埠頭行（都03または都05系統）に乗車、「晴海三丁目」下車、徒歩3分
- ③ 地下鉄豊洲駅（有楽町線）の停留所（図示）から、都バス晴海埠頭行（錦13甲系統）に乗車、「晴海三丁目」下車、徒歩3分
- ④ J R 東京駅、地下鉄東京駅（丸ノ内線）の東京駅丸の内南口停留所（図示）から、都バス晴海埠頭行（都05系統）に乗車、「晴海三丁目」下車、徒歩3分

（駐車場はご用意しておりませんのでご了承下さい）